

2020年版不公正貿易報告書及び 経済産業省の取組方針について

令和2年5月

通商政策局

通商機構部国際経済紛争対策室

「不公正貿易報告書」と「経済産業省の取組方針」

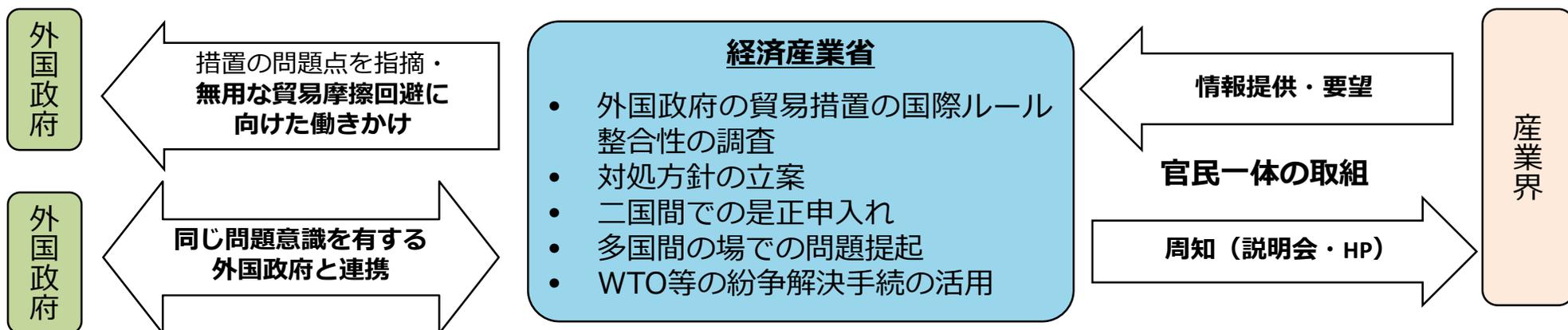
- 不公正貿易報告書は、ルールベースの国際秩序の基本的理念を世界に発信するために、産業界からの情報等に基づき、国際ルールとの整合性に懸念がある外国政府の貿易措置をとりまとめたもの。
- 1992年以降、毎年公表し、2020年版で29回目となる。今年は5月25日に公表。
- 是正に向けて特に優先的に取り組む案件を、「経産省の取組方針」として併せて公表。

「不公正貿易報告書」（産構審報告書）

- 国際ルールに照らして、各国の貿易措置の状況を包括的に分析する、我が国唯一の報告書。
- 主要貿易相手国・地域の貿易措置について、専門家（産業構造審議会不公正貿易政策・措置調査小委員会）が、WTO協定等の国際ルールに基づき問題点を指摘。

「経済産業省の取組方針」

- 報告書が指摘した措置のうち、産業界の関心等を踏まえ、是正に向けて経産省が特に優先的に取り組む案件を公表。外国政府への働きかけや、産業界及び同一関心を有する外国政府との連携促進に活用。

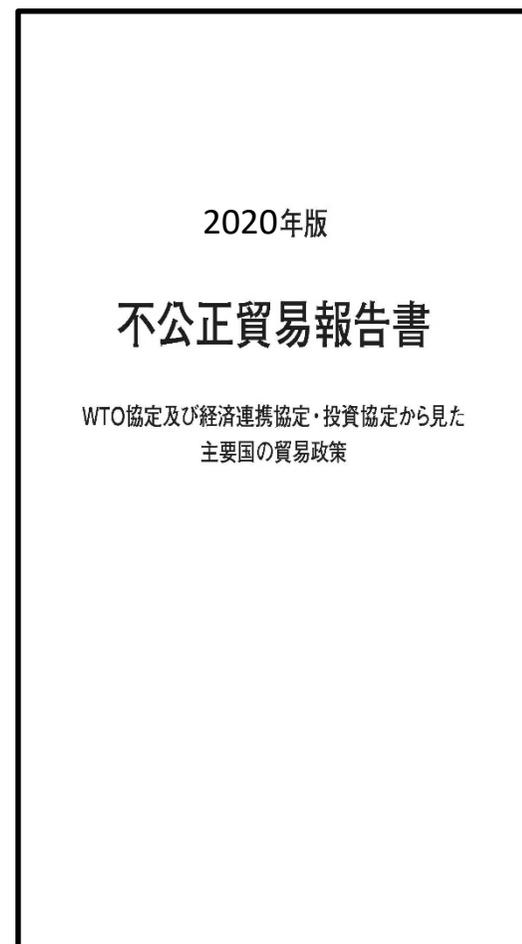


1. 不公正貿易報告書

2020年版「不公正貿易報告書」の構成

- 全体は三部構成であり、第Ⅰ部でWTO協定等の国際ルールに基づき問題点を指摘するとともに、第Ⅱ部（WTO協定）及び第Ⅲ部（経済連携協定等）で国際ルールの概要について解説。

序論	国際的に合意されたルールに基づき「公正性」を判断するという「ルール志向」の考え方を提示
第Ⅰ部	中国、米国、ASEAN諸国、EU、韓国、ロシア、インド、ブラジルなど20ヶ国・地域の143措置等を指摘
第Ⅱ部	関税、AD協定、補助金協定、SG協定、サービス協定、知的財産、政府調達協定、電子商取引など、WTO協定と主要ケースについて解説
第Ⅲ部	TPP協定等我が国の主要な経済連携協定や投資協定について解説
資料編	最近のWTO定期閣僚会合の動向や、WTO紛争案件に関する参考資料を掲載



新規掲載措置

- 新規に取り上げた措置は、5件。

(※不公正貿易報告書では、原則2020年2月末時点の措置を掲載)

国名	措置	概要
第I部 第1章 中国	立形マシニングセンタに対するAD調査	中国政府は、2018年10月、日本及び台湾産の立形マシニングセンタに対するAD調査を開始。中国としては初の工作機械に対するAD調査。対象企業及び日本政府は、日本産のマシニングセンタは中国産品とは競争関係がなく、損害が発生していない旨主張。 ※2020年4月、中国当局は損害の証拠なしと最終決定、調査は終了した。
第I部 第3章 タイ・ベトナム インドネシア・インド	模造品・海賊版等の不正商品に関する問題	各国においては模造品・海賊版が多数流通しており、知的財産権侵害に対する権利行使の実効性が確保されていない場合、TRIPS協定第41条と不整合となる可能性がある。
第I部 第4章 EU	スペアパーツへの意匠権の権利行使問題	EU各国の意匠法や共同体意匠規則における、修理目的のスペアパーツに意匠権が及ばないとする規定（修理条項）は、TRIPS協定第26条第2項に不整合となる可能性がある。
第I部 第10章 インド	シングルモード光ファイバーに対するSG措置	インド政府は2019年9月23日、シングルモード光ファイバーに対するセーフガード調査を開始。同年11月6日、仮決定文書を公表し、調査当局は200日間の暫定措置による25%の追加課税を開始を勧告。 セーフガードの発動要件である「事情の予見されない発展」の効果として輸入が増加した点を適切に認定した形跡がなく、協定整合性に疑義がある。
第I部 第12章 GCC	鉄鋼製品に対するSG措置	GCC（湾岸協力理事会）は2019年10月23日、鉄鋼製品（熱延コイル、冷延コイル、めっき鋼板等9カテゴリー）に対するセーフガード調査を開始。 措置の背景として、世界的な鉄鋼の過剰供給および他国の輸入制限措置に言及しており、セーフガードの発動要件である「事情の予見されない発展」との整合性に懸念がある。

特集記事（コラム）

- 本年は特集記事（コラム）を8件掲載。
- WTOで議論が進む「途上国地位問題」や、日米欧の三極貿易大臣会合で検討が進む「補助金規律強化の議論」、WTO改革の重要課題である「WTO上級委員会を巡る問題」等について、掘り下げた分析を実施。

分野	コラム名	概要
第Ⅱ部 第1章 最恵国待遇	途上国地位 ～特別かつ異なる待遇（S&D）をめぐる論点	2019年2月、自己申告制に基づく途上国地位を問題視した米国が提案した一律の卒業要件をめぐる議論及び各国の立場を紹介するとともに、S&Dの沿革や役割の変遷について整理する。
第Ⅱ部 第4章 正当化事由	安全保障例外 ～GATT21条の解釈をめぐる論点	安全保障例外をめぐるWTOにおける議論の状況、特に、21条に関する初のWTOパネル判断など、2019年以降の動きを紹介する。
第Ⅱ部 第6章 アンチダンピング	韓国バルブ案件（DS504）の上級委判示について	2019年9月、日本の核となる主張を認め、韓国のAD措置がWTO協定に不整合と判断した同案件のパネル・上級委報告書の概要について、AD協定の国際規律強化の観点（価格比較可能性の論点を中心に）から説明する。
第Ⅱ部 第7章 補助金	補助金規律強化の議論について	産業補助金の規律強化について、2020年1月の第7回三極貿易大臣会合等、最近の国際的な取り組みを示すとともに、今後の検討課題として問題となり得る補助金や国有企業、透明性等の問題点について紹介する。

特集記事（コラム）

分野	コラム名	概要
第Ⅱ部 第7章 補助金	エアバス（DS316）ボーイング（DS353）と補助金規律	長年WTOの紛争解決手続で争われている両ケースの最近のパネル・上級委員会等の判断を紹介し、補助金協定における解釈適用の傾向を紹介する。
第Ⅱ部 第13章 知的財産	強制技術移転を巡る議論について	強制的な技術移転の問題については、2018年5月の3極貿易大臣会合共同声明における付属文書において、第三国の技術移転に関する政策及び慣行に関する懸念を表明するなど、各国とも共通の懸念となっている。こうした国際的な動きを踏まえ、各国の動向や、課題について紹介する。
第Ⅱ部 第15章 一方的措置	ヘルムズ・バートン法第III章の発効	2019年5月、キューバ政府により接收された資産に対して損害賠償請求権を有する米国民が、米国内の裁判所で訴訟を提起することを認めるヘルムズ・バートン法第III章が発効した。同章の概要及びその発効に対する各国の反応を紹介する。
第Ⅱ部 第17章 紛争解決	WTO上級委員会を巡る問題	2019年12月に機能停止に陥った上級委員会に関し、米国の長年の上級委員会に対する批判や、WTOにおける上級委員会改革案に関する議論や、機能停止中の暫定措置に関する議論の状況を紹介する。

2. 経済産業省の取組方針

不公正貿易報告書を受けた経済産業省の取組方針の概要 (2020年5月25日公表)

- 上級委員会が機能を停止している状況に鑑み、恒久的なWTO紛争解決制度の改革に向け、加盟国間の議論を推進していく。個別案件について、二国間・多国間協議や、WTO紛争解決手続を通じた問題解決を図る。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大は、ルールベースの国際秩序の必要性をより増大。これまで以上に、WTO・三極貿易大臣会合などを通じた公平な競争条件の確保のためのルール形成等の取組を進める。
- 新型コロナウイルス感染症に対処するために各国が講じている貿易・投資に関する措置について、WTOやG20による継続的な監視・フォローアップを行うとともに、WTO改革を通じたWTOの機能強化を図る。

2020年度の優先取組案件

- インドのシングルモード光ファイバーに対するセーフガード措置を新規に掲載。
- 新型コロナウイルス感染症に関する数量制限等の各国措置についても、注視が必要なものとして位置づけ。

(1) WTO紛争解決手続を開始したもの

- 韓国：自国造船業に対する支援措置【協議】（国土交通省の取組を支援）
- 韓国：ステンレススチール棒鋼に対するサンセット・レビュー【パネル】
- インド：ICT製品に対する関税措置【パネル】
- インド：熱延コイルに対するセーフガード（SG）措置【上級委】

(2) WTO紛争解決手続の開始も視野に二国間・多国間協議を通じて問題解決を図るもの

- 中国：アルミ補助金
- 中国：サイバーセキュリティ法
- 中国：AD措置の不適切な運用
- 米国：1962年通商拡大法232条に基づく輸入制限措置
- 米国：サンセット・レビュー手続及び不当に長期にわたる対日AD措置

(3) WTO勧告の早期履行等を求めていくもの

- 米国：ゼロイング（アンチ・ダンピング（AD）課税の不適切な計算方式）
- 韓国：空気圧伝送用バルブに対するAD課税措置
- ブラジル：自動車等に対する内外差別的な税制恩典措置

(4) 措置の詳細や運用が不明であるものの貿易・投資への影響が大きく、特に注視が必要なもの

- 中国：外商投資法
- 中国：輸出管理法案
- ベトナム：輸入自動車認証制度
- インド：シングルモード光ファイバーに対するSG措置【新規】

※新型コロナウイルス感染症に関する数量制限や政府調達等の各国措置についても、WTO協定と整合性のない措置が取られることがないよう、また必要以上に措置が継続しないよう注視していく。

昨年の優先取組案件の進捗

● 2019年版からの進捗は以下の通り。

2019年版取組方針掲載案件

- (1) WTO紛争解決手続を開始したもの
 -  韓国：自国造船業に対する支援措置
 -  韓国：ステンレス鉄鋼に対するADサンセットレビュー
 -  韓国：空気圧バルブに対するAD措置
 -  インド：ICT製品に対する関税措置
 -  インド：熱延コイルSG措置
- (2) WTO紛争解決手続の開始も視野に二国間・多国間協議を通じて問題解決を図るもの
 -  中国：アルミ補助金
 -  中国：サイバーセキュリティ法
 -  中国：AD措置の不適切な運用
 -  米国：232条に基づく輸入制限措置
 -  米国：不当に長期のAD措置
 -  ベトナム：輸入自動車認証制度 ⇒改善
- (3) WTO勧告の早期履行を求めているもの
 -  米国：ゼロイング
 -  ブラジル：内外差別的な税制恩典措置
- (4) 特に運用の注視が必要なもの
 -  中国：外商投資法
 -  中国：輸出管理法案

2020年版取組方針掲載案件

- (1) WTO紛争解決手続を開始したもの
 -  韓国：自国造船業に対する支援措置 (国交省の取組を支援)
 -  韓国：ステンレス鉄鋼に対するADサンセットレビュー
 -  インド：ICT製品に対する関税措置
 -  インド：熱延コイルSG措置
- (2) WTO紛争解決手続の開始も視野に二国間・多国間協議を通じて問題解決を図るもの
 -  中国：アルミ補助金
 -  中国：サイバーセキュリティ法
 -  中国：AD措置の不適切な運用
 -  米国：232条に基づく輸入制限措置
 -  米国：不当に長期のAD措置
- (3) WTO勧告の早期履行を求めているもの
 -  米国：ゼロイング
 -  **韓国：空気圧バルブに対するAD措置**
 -  ブラジル：内外差別的な税制恩典措置
- (4) 特に運用の注視が必要なもの
 -  中国：外商投資法
 -  中国：輸出管理法案
 -  ベトナム：輸入自動車認証制度
 -  **インド：シングルモード光ファイバーに対するSG措置【新規】**
 - 各国：新型コロナに関する数量制限や政府調達等の措置【新規】**

3. 參考資料

新型コロナウイルス感染症に関する各国措置とWTOルール①

- 新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大以降、世界各国で医療関連品の輸出規制や、影響を受ける産業支援のための支援措置など、様々な措置が講じられているが、危機的状況を言わば隠れ蓑にした過度な措置により、多角的自由貿易体制の基礎である競争基盤や市場機能が歪められてはならない。

(1) 数量制限

- WTOの発表（4月23日）によると、80か国・地域が医療用品等について、数量制限措置を実施。
- GATT（関税と貿易に関する一般協定）では数量制限の一般的な禁止が規定されているが、適用除外規定であるGATT11条2項（a）の「輸出の禁止又は制限で、食糧その他輸出締約国にとって不可欠の製品の危機的な不足を防止し、又は緩和するために一時的に課する」措置や、例外・正当化事由規定である20条(b)の「人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置」等に該当する措置は、協定不整合にあたらぬ。
- 目的の正当性を隠れ蓑とした協定整合性のない措置が取られることがないよう、また必要以上に措置が継続しないよう、注視していく必要がある。

(2) 関税

- 現時点では、新型コロナウイルス感染症の治療に必要な医療物資について、関税引き下げを実施しようとする動きは見られるが、反対方向のWTOルールに抵触するような関税引き上げは確認されていない。
- 関税は代表的な貿易障壁であり、リーマンショック後の経済危機下においては、自国産業保護のために多くの国がこの引上げを行った。今回も譲許税率の範囲ではあるがこうした措置をとる国も出始めており、今後、現在の危機が経済危機としての性格を強めていった場合、リーマンショック後と同様に国内産業保護を目的とした関税引き上げ実施の動きが広がることがないか、注視していく必要がある。

(3) 補助金措置

- 補助金協定においては生命・健康の保護等を目的とした正当化事由が存在せず、緊急対応措置であっても、支援策の設計上、他国への悪影響を及ぼす場合には、補助金協定違反とされる可能性があるため、例えば危機対応に必要な程度を越える措置や、感染拡大収束後も継続してとられる措置などについては、注視が必要。
- リーマンショック後に各国で講じられた大規模な補助金が今日の過剰能力問題を生み出した遠因と考えられることから、各国措置が過度に市場歪曲的で、過剰能力問題に発展することがないよう、注視していく必要がある。 12

新型コロナウイルス感染症に関する各国措置とWTOルール②

(4) 投資制限措置

- 健康の確保を含む重要産業の保護、また株安等の景気悪化局面における重要産業の外国企業からの買収リスクへの警戒から、投資スクリーニングの強化に向けた議論が各国で見られる。
- WTO協定では、投資に関する一般的なルールは未だ整備されていないが、サービス貿易に関してはGATS（サービスの貿易に関する一般協定）が外国投資を通じたサービス提供も規律しており、一定の自由化を約束しているサービスについて、市場アクセス制限禁止（16条）や内外差別禁止（17条）が規定されている。なお、一般的例外（第14条(a)号の公序維持に必要な措置や(b)号の人命・健康保護に必要な措置等）に該当する場合には、措置を正当化することが可能。
- また、投資協定においても、投資後の外国企業に対する内国民待遇義務や公正衡平待遇義務が一般的に保障されているため、こうした国際ルールとの整合性については、注視することが必要。

(5) 知的財産

- 現時点では、特許による独占権が、新型コロナウイルス感染症の治療薬の入手の障害となっているとは認められず、知的財産権を不当に制限する具体的な動きは確認されていないが、緊急事態を名目に、TRIPS協定が許容する範囲を超えて不当に知的財産を制限する措置を各国がとらないかについて、注視が必要である。

(6) 政府調達

- 政府調達の国際貿易に与える影響を鑑み、WTO加盟国が任意で加盟(47カ国・地域)する政府調達規定において、内国民待遇や最恵国待遇が規律されており、公平及び透明な調達手続が規定されている。
- 同協定においては、一般的例外条項「人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置」（第3条2（b））、「公衆の道徳、公の秩序又は公共の安全の保護のために必要な措置」（第3条2（a））があるが、各国による政府調達が、同協定の目的を損なわないか、他国企業の締め出し、自国製品優遇の奨励を通じて、保護主義的な措置とならないか、注視していく必要がある。